

## 訪問口腔ケアについて

### 居宅療養管理指導（歯科）

- 歯科医師、歯科衛生士が通院困難な要介護者の自宅を訪問し療養上の管理および指導を行うもの
- 歯科医師の判断にもとづき行われるので支給限度額管理の対象とならない
- 歯科衛生士が行う場合は訪問歯科診療を行った歯科医師の指示が必要
- 対象 要介護 1～5 → 居宅療養管理指導  
要支援 1・2 → 予防居宅療養管理指導
- 歯科医師（居宅療養管理指導）：月 2 回まで
  - ・ 同一建物居住者一人に対して行う場合 --- 5 0 0 単位
  - ・ 同一建物居住者二人以上に対して行う場合（同一日の訪問） --- 4 5 0 単位

※ ケアマネジャー等に対する情報提供を必須とする  
文書等による情報提供（FAX・メールも可）

- 歯科衛生士（歯科衛生士等居宅療養）：月 4 回まで
  - ・ 同一建物居住者一人に対して行う場合 --- 3 5 0 単位
  - ・ 同一建物居住者二人以上に対して行う場合（同一日の訪問） --- 3 0 0 単位

#### 口腔ケアの効果

- 口腔衛生状態の改善
- 誤嚥性肺炎の予防
- 摂食嚥下機能の改善
- 脳機能の改善
- 口臭の改善
- コミュニケーションの回復

等

#### 摂食嚥下機能障害の疑われる兆候

- 食べるとむせる
- 食後に咳がでる
- 水を飲んだ後に声がかれる
- 胸につかえる
- 食べ物が口からこぼれる
- 流動食しかはいらない

等